

公募実施要領

- 1 件名
小荷物配達業務
- 2 仕様
別添「仕様書」のとおり
- 3 業務期間
別添「仕様書」のとおり
- 4 応募資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められるなど、適正な契約の履行が確保される者であること。
 - (4) 各省庁から指名停止等を受けていない者（契約担当官が特に認める者を含む。）であること。
 - (5) 仕様書に記載の応募資格を満たす者であること。
- 5 応募方法
 - (1) 応募する者は、申込書、料金表、指名停止等に関する申出書、誓約書及び役員等名簿（以下「申込書等」という。）を提出期限までに指定の受付場所へ提出する。
 - (2) 応募する者は、公募公告、公募実施要領及び仕様書を十分承知すること。
 - (3) 申込書等の提出後、不明な点があったことを理由として、異議を申し立てることはできない。
 - (4) 申込書等は、持参し提出すること。
なお、持参以外の方法での提出は無効とする。
- 6 申込書等の提出期限
令和8年6月15日（月） 10時00分
- 7 申込書等の受付場所
東京都中央区築地5-3-1
東京国税局 総務部 会計課 総務係（1階 130号室）
- 8 業者の決定方法
提出された料金表の合計金額が最低の者に決定する。
なお、同価の場合は、公開抽選を行い決定する。
公開抽選の方法については、別途連絡する。

9 その他

(1) 問合せ先

東京国税局 総務部 会計課 総務係 井原 稔

電話 03-3542-2111 内線 2208

(2) 「公募実施要領」の取扱い

この公募実施要領及び公募実施要領に付属するすべての書類については、受託者を除き、申込書等の提出期限後、速やかに破棄することとし、紙で提出する部分以外は複写してはならない。

(3) その他

公募に係る提出書類を作成するに当たり要した費用については、東京国税局では負担しない。

なお、提出された申込書等については、返却しない。

申 込 書

契約担当官

東京国税局総務部次長 殿

「小荷物配達業務」について申込みを行います。

令和 年 月 日

所在地

会社名

代表者

(代理人)

料 金 表

	配達地区等	見込数量 (A)	一個当たりの 配達料金 (B)	段ボール箱代 (C)	金額 (A × (B + C))
①	東京国税局管内税務署等 及び東京国税局管内の場 所	900 箱			
②	上記①以外の税務署及び 国税局等（離島に設置さ れている税務署及び国税 局等を除く）	190 箱			
③	上記①～②以外の場所 （離島を除く）	40 箱			
④	離島	20 箱			
合 計 金 額					

「小荷物配達業務」について、上記の料金表で申込を行います。

令和 年 月 日

所在地

会社名

代表者

(代理人)

- (注) 1 金額は全て消費税を含んだ金額で記載し、1円未満を切り捨てして記載すること。
- 2 金額の数字はアラビア数字を用い、合計金額欄の頭に¥を記入すること。
- 3 訂正又は抹消した箇所には押印すること。

令和 年 月 日

指名停止等に関する申出書

契約担当官
東京国税局総務部次長 殿

所在地

氏名
又は
会社名

代表者氏名

「小荷物配達業務」の公募に当たり、当社は、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示するとともに、申し込みを行いません。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

契約担当官

東京国税局総務部次長 殿

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 添付書類：役員等名簿

役員等名簿

法人(個人)名:

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

※当該役員等名簿は例示であるため、「役職名」「氏名(フリガナ)」「生年月日」「性別」及び「住所」の項目を網羅していれば、様式は問わない。

仕 様 書

1 件名

小荷物配達業務

2 業務内容等

(1) 業務期間

令和8年7月6日（月）から令和8年7月10日（金）まで

(2) 受付業務

イ 受付時間

午前10時30分から午後3時までとする。

ロ 受付場所

東京都中央区築地5-3-1 東京国税局地下2階

詳細については、別紙1「受付場所（地下2階）」のとおり。

ハ 受付場所面積

58.71 m²

ニ 受付担当者

令和8年7月6日（月）から令和8年7月10日（金）までの受付時間において最低1名を配置する。

ホ 配達用段ボール箱の販売

受付場所において配達用の段ボール箱を職員に販売し、配達用伝票を手交する。

なお、職員から領収書の発行依頼があった場合は、その場で発行する。

ヘ 小荷物の受付及び配達代金の領収

小荷物は職員が受付場所まで運ぶため、受付担当者は、その場で個数を確認し、職員から配達代金（保険料等を含むこと。）を受領するとともに、配達用伝票を手交する。

ト 注意事項の掲示

受付場所には、職員が了知し得るよう「注意事項及び運送約款」を掲示し、職員から説明を求められた場合は、その場で説明を行う。

(3) 受付済小荷物の集荷業務

受付済の小荷物は受付場所に留め置くことができるが、最低1日に1度受付終了時に集荷する。

また、受付場所に受付済の小荷物を留め置ききれない場合は、随時集荷する。

集荷に使用する車両は高さ2.8m未満の有蓋車とする。

(4) 配達業務

イ 配達先

離島を含む日本国内を対象とする。

なお、別紙2「東京国税局管内税務署等」に掲げた税務署等に配達する場合は、各税務署等の総務課（庶務担当）まで運搬する。

ただし、別紙2「東京国税局管内税務署等」のうち、「税務署等名」欄に下線を付した箇所は総務課（庶務担当）がない場所であるため、「住所」欄に記載の場所に直接運搬する。

ロ 配達期日

別紙2「東京国税局管内税務署等」への搬送は、受付から中1日以内に配達することとし、その他の場所については、受付から中4日以内に配達する。

3 段ボール箱の規格

業務場所において販売する段ボール箱は、350mm以上×450mm以上×350mm以上とし、A4ファイルが背表紙を上にして収蔵できる規格であること。

また、通常の小荷物の配達業務に耐えうる強度を有すること。

4 小荷物の梱包物

主に書籍類となる。

なお、電卓等損傷の可能性があるものも梱包物には含まれるので、取扱は慎重に行うとともに、受付時にこわれ物の有無を確認する。

5 見込数量

1,150箱

【内訳】

① 東京国税局管内税務署及び東京国税局管内の場所	900箱
② 上記①以外の税務署及び国税局 (離島に設置されている税務署及び国税局を除く)	190箱
③ 上記①～②以外の場所(離島を除く)	40箱
④ 離島	20箱

なお、見込数量については、予定であることから、数量の増減があっても異議を申し立てないこと。

6 業務場所に係る国有財産の使用許可

- (1) 国有財産の使用許可は、東京国税局長（以下「甲」という。）が行う。
- (2) 国有財産の使用許可

本業務を行う者（以下「乙」という。）は、別紙3「国有財産使用許可申請書」を東京国税局総務部営繕監理官（営繕第1係）へ速やかに提出し、小荷物配達業務の業務場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

- (3) 国有財産の使用許可の要件

乙は、次の条件を満たしていること。

- イ 業務遂行上必要とされる法令及び規則を遵守できること。
- ロ 業務の全部又は一部を第三者に委託することなく遂行できること。
- ハ 別紙4「国有財産使用許可条件」に掲げる使用許可条件を遵守できること。

- (4) 国有財産使用料

乙は、甲に小荷物配達業務の業務場所に係る面積に応じた国有財産使用料8,562円（消費税等を含む）を支払う。

なお、国有財産使用料は、甲が指定する期日までに、全額を前納する。

7 応募資格

上記2「業務内容等」に掲げる業務を適切に遂行可能であり、上記6(3)「国有財産の使用許可の要件」に記載の条件を満たし、別紙3「国有財産使用許可申請書」を提出できる者であること。

8 その他

- (1) 業務終了に当たっては、使用場所の清掃（ちり等の除去）を行う。
- (2) 業務終了後、速やかに、次の事項を別紙5「ダンボール箱の販売数量及び配達数量報告書」により東京国税局総務部総務課（総務第1係）に報告する。
 - イ 配達用段ボール箱の販売数量
 - ロ 都道府県別配達数量
- (3) 受託者は、当局施設において業務、納品を行う際には、事前に従事者の体調確認を行い、従事者の体調が優れない場合は、代替者等の対応策を講じる。
- (4) その他、本仕様書に記載のない事項については、別途協議するものとする。

駐車スペース（1階）



作業上の注意事項

- 1 駐車スペース 幅3.8m 奥行5.9m
- 2 庇（高さ3m）があるので、駐車するには十分注意すること。

東京国税局管内税務署等

別紙2

No.	税務署名	郵便番号	住 所	電話番号
千葉県				
1	千葉東	260-8577	千葉市中央区祐光1丁目1番1号	043-225-6811
2	千葉南	260-8688	千葉市中央区蘇我5丁目9番1号	043-261-5571
3	千葉西	262-8502	千葉市花見川区武石町1丁目520番地	043-274-2111
4	銚子	288-8666	銚子市栄町2丁目1番地1号	0479-22-1571
5	市川	272-8573	市川市北方1丁目11番10号	047-335-4101
6	船橋	273-8574	船橋市東船橋5丁目7番7号	047-422-6511
7	館山	294-8503	館山市北条1164番地	0470-22-0101
8	木更津	292-8550	木更津市富士見2丁目7番18号	0438-23-6161
9	松戸	271-8533	松戸市小根本53番地の3	047-363-1171
10	佐原	287-8555	香取市北1丁目4番地1	0478-54-1331
11	茂原	297-8501	茂原市高師台1丁目5番地1 茂原地方合同庁舎	0475-22-2166
12	成田	286-8501	成田市加良部1丁目15番地	0476-28-5151
13	東金	283-8585	東金市東新宿1丁目1番12号	0475-52-3121
14	柏	277-8522	柏市あけぼの2丁目1番30号	04-7146-2321
都区内				
15	麴町	102-8311	千代田区九段南1丁目1番15号九段第2合同庁舎	03-3221-6011
16	神田	101-8464	千代田区神田錦町3丁目3番地	03-4574-5596
17	日本橋	103-8551	中央区日本橋堀留町2丁目6番9号	03-3663-8451
18	京橋	104-8557	中央区新富2丁目6番1号	03-4434-0011
19	芝	108-8401	港区芝5丁目8番1号	03-3455-0551
20	麻布	106-8630	港区西麻布3丁目3番5号	03-3403-0591
21	品川	108-8622	港区高輪3丁目13番22号	03-3443-4171
22	四谷	160-8530	新宿区四谷三栄町7番7号	03-3359-4451
23	新宿	169-8561	新宿区北新宿1丁目19番3号	03-6757-7776
24	小石川	112-8558	文京区後楽1丁目7番22号小石川地方合同庁舎	03-3811-1141
25	本郷	113-8459	文京区西片2丁目16番27号	03-3811-3171
26	東京上野	110-8607	台東区池之端1丁目2番22号上野合同庁舎	03-3821-9001
27	浅草	111-8602	台東区蔵前2丁目8番12号	03-3862-7111
28	本所	130-8686	墨田区業平1丁目7番2号	03-3623-5171
29	向島	131-8509	墨田区東向島2丁目7番14号	03-3614-5231
30	江東西	135-8311	江東区猿江2丁目16番12号	03-3633-6211
31	江東東	136-8505	江東区亀戸2丁目17番8号	03-3685-6311
32	荏原	142-8540	品川区中延1丁目1番5号	03-3783-5371
33	目黒	153-8633	目黒区中目黒5丁目27番16号	03-3711-6251
34	大森	143-8565	大田区中央7丁目4番18号	03-3755-2111
35	雪谷	145-8506	大田区雪谷大塚町4番12号	03-3726-4521
36	蒲田	144-8556	大田区蒲田本町2丁目1番22号	03-3732-5151
37	世田谷	154-8523	世田谷区若林4丁目22番13号世田谷合同庁舎	03-6758-6900
38	北沢	156-8555	世田谷区松原6丁目13番10号	03-3322-3271
39	玉川	158-8601	世田谷区玉川2丁目1番7号	03-3700-4131
40	渋谷	150-8333	渋谷区宇田川町1番10号渋谷地方合同庁舎	03-3463-9181
41	中野	164-8566	中野区中野2丁目24番11号住友不動産中野駅前ビル6階	03-3387-8111
42	杉並	166-8501	杉並区成田東4丁目15番8号	03-3313-1131
43	荻窪	167-8506	杉並区荻窪5丁目15番13号	03-3392-1111

No.	税務署名	郵便番号	住 所	電話番号
44	豊 島	171-8521	豊島区西池袋3丁目33番22号	03-3984-2171
45	王 子	114-8560	北区王子3丁目22番15号	03-3913-6211
46	荒 川	116-8588	荒川区西日暮里6丁目7番2号	03-3893-0151
47	板 橋	173-8530	板橋区大山東町35番1号	03-3962-4151
48	練馬東	176-8503	練馬区栄町23番7号	03-6371-2332
49	練馬西	178-8624	練馬区東大泉7丁目31番35号	03-3867-9711
50	足 立	120-8520	足立区千住旭町4番21号足立地方合同庁舎	03-3870-8911
51	西新井	123-8501	足立区栗原3丁目10番16号	03-3840-1111
52	葛 飾	124-8560	葛飾区立石8丁目31番6号	03-3691-0941
53	江戸川北	132-8668	江戸川区平井1丁目16番11号	03-3683-4281
54	江戸川南	134-8567	江戸川区清新町2丁目3番13号	03-5658-9311
三多摩				
55	八王子	192-8565	八王子市明神町4丁目21番3号	042-697-6221
56	立 川	190-8565	立川市緑町4番地の2立川地方合同庁舎	042-523-1181
57	武蔵野	180-8522	武蔵野市吉祥寺本町3丁目27番1号	0422-53-1311
58	青 梅	198-8530	青梅市東青梅4丁目13番4号	0428-22-3185
59	武蔵府中	183-8548	府中市本町4丁目2番地	042-362-4711
60	町 田	194-8567	町田市中町3丁目3番6号	042-728-7211
61	日 野	191-8520	日野市万願寺6丁目36番地の2	042-585-5661
62	東村山	189-8555	東村山市本町1丁目20番22号	042-394-6811
神奈川県				
63	鶴 見	230-8550	横浜市鶴見区鶴見中央4丁目38番32号	045-521-7141
64	横 浜 中	231-8550	横浜市中区新港1丁目6番1号よこはま新港合同庁舎2・3階	045-651-1321
65	保土ヶ谷	240-8550	横浜市保土ヶ谷区帷子町2丁目64番地	045-331-1281
66	横 浜 南	236-8550	横浜市金沢区並木3丁目2番9号	045-789-3731
67	神 奈 川	222-8550	横浜市港北区大豆戸町528番5	045-544-0141
68	戸 塚	244-8550	横浜市戸塚区吉田町2001番地	045-863-0011
69	緑	225-8550	横浜市青葉区市ヶ尾町22番地3号	045-972-7771
70	川 崎 南	210-8531	川崎市川崎区榎町3番18号	044-222-7531
71	川 崎 北	213-8503	川崎市高津区久本2丁目4番3号	044-852-3221
72	川 崎 西	215-8585	川崎市麻生区上麻生1丁目3番14号川崎西合同庁舎	044-965-4911
73	横 須 賀	238-8565	横須賀市新港町1番地8横須賀地方合同庁舎	046-824-5500
74	平 塚	254-8533	平塚市浅間町9番1号平塚市役所・平塚税務署	0463-22-1400
75	鎌 倉	248-8501	鎌倉市佐助1丁目9番30号	0467-22-5591
76	藤 沢	251-8566	藤沢市朝日町1番地の11	0466-22-2141
77	小 田 原	250-8511	小田原市荻窪440番地	0465-35-4511
78	相 模 原	252-5211	相模原市中央区富士見6丁目4番14号	042-756-8211
79	厚 木	243-8577	厚木市水引1丁目10番7号	046-221-3261
80	大 和	242-8567	大和市中央5丁目14番22号	046-262-9411
山梨県				
81	甲 府	400-8584	甲府市丸の内1丁目1番18号甲府合同庁舎	055-254-6105
82	山 梨	405-8585	山梨市上神内川738番地	0553-22-1411
83	大 月	401-8502	大月市御太刀2丁目8番10号大月地方合同庁舎	0554-22-3151
84	鰍 沢	400-0693	南巨摩郡富士川町鰍沢1760番地1富士川地方合同庁舎	0556-22-3191

東京国税局管内税務署等

No.	税務署等名	郵便番号	住 所
85	東京国税局 情報システム開発課、情報システム運用課	351-0023	朝霞市大字溝沼1983番地の2
86	東京国税局 税務相談室（管理係）	101-8464	千代田区神田錦町3丁目3番地 6階
87	東京国税局 東京上野業務センター	110-8655	台東区池之端1丁目2番22号上野合同庁舎
88	東京国税局 東京上野業務センター 江東東事務室	136-8506	江東区亀戸2丁目17番8号
89	東京国税局 千葉西業務センター	262-8507	千葉市花見川区武石町1丁目520番地
90	東京国税局 大手町業務センター	100-8156	千代田区大手町1丁目3番3号 4階
91	東京国税局 大手町業務センター 芝事務室	108-8401	港区芝5丁目8番1号 4階
92	東京国税局 大手町業務センター 渋谷事務室	150-8333	渋谷区宇田川町1番10号 渋谷地方合同庁舎
93	東京国税局 大手町業務センター 浅草コール担当（法人）	111-8602	台東区蔵前2丁目8番地12号 2階
94	東京国税局 大手町業務センター 荻窪コール担当（個人）	167-8506	杉並区荻窪5丁目15番13号 4階
95	東京国税局 大手町業務センター 荻窪コール担当（資産）	167-8506	杉並区荻窪5丁目15番13号 5階
96	東京国税局 葛飾業務センター	124-8705	葛飾区立石8丁目31番6号
97	東京国税局 武蔵府中業務センター	183-8510	府中市本町4丁目2番地
98	東京国税局 武蔵府中業務センター 八王子事務室	192-8565	八王子市明神町4丁目21番3号 2階
99	東京国税局 武蔵府中業務センター 武蔵野事務室	180-8522	武蔵野市吉祥寺本町3丁目27番1号 1階
100	東京国税局 横浜南業務センター	236-8551	横浜市金沢区並木3丁目2番9号
101	東京国税局 横浜南業務センター 戸塚事務室	244-8550	横浜市戸塚区吉田町2001番地 3階
102	東京国税局 横浜南業務センター 神奈川事務室	222-8550	横浜市港北区大豆戸町528番5 5階
103	東京国税局 川崎南業務センター	210-8606	川崎市川崎区榎町3番18号
104	東京国税局 平塚業務センター	254-8534	平塚市浅間町9番1号
105	東京国税局 甲府業務センター	400-8541	甲府市丸の内1丁目1番18号甲府合同庁舎
106	東京国税局 源泉所得税事務集中処理センター室（第1源泉事務センター）	260-0007	千葉市中央区祐光1丁目1番1号（千葉東税務署内）
107	東京国税局 源泉所得税事務集中処理センター室（第2源泉事務センター）	130-0002	墨田区業平1丁目7番2号（本所税務署内）
108	東京国税局 鑑定官室鑑定指導室	135-0016	江東区東陽6丁目1番42号 関東森林管理局東京事務所庁舎内2階
109	東京国税局 インボイス登録センター	131-8514	墨田区東向島2丁目7番14号 向島税務署2階
110	東京国税局徴収部 管理運営課光が丘分室（光が丘資料センター）	179-0075	練馬区高松6丁目28番31号
111	東京国税局徴収部 管理運営課和光入力センター	351-0195	和光市南2丁目3番7号 税務大学校内
112	東京国税局徴収部 機動課（大手町分室内9階）	100-8156	千代田区大手町1丁目3番3号 業務センター大手町分室9階
113	東京国税局徴収部 機動課集中電話催告センター室（納税コールセンター）	165-0027	中野区野方1丁目34番1号 東京法務局中野庁舎内

114	東京国税局徴収部 特別機動国税徴収官（特整千葉東サテライト）	260-8577	千葉市中央区祐光1丁目1番1号（千葉東税務署内）
115	東京国税局徴収部 特別機動国税徴収官（特整立川サテライト）	190-8565	立川市緑町4番地の2 立川地方合同庁舎（立川税務署内）
116	東京国税局徴収部 特別機動国税徴収官（特整横浜中サテライト）	231-8550	横浜市中区新港1丁目6番1号よこはま新港合同庁舎2階（横浜中税務署内）
117	東京国税局徴収部 特別機動国税徴収官（特整藤沢サテライト）	251-8566	藤沢市朝日町1番地の11（藤沢税務署内）

(注) 1 「税務署等名」欄に下線を付した箇所は総務課（庶務担当）がない場所であるため、「住所」欄に記載の場所に直接運搬する。
2 記載内容に変更があった場合は別途連絡する。

令和 年 月 日

東京国税局長 殿

住所 _____

氏名 _____

国有財産使用許可申請書

東京国税局庁舎の一部を下記のとおり使用させていただきたく申請します。

記

1 許可を受けようとする国有財産の所在地 中央区築地5-2-8

2 許可を受けようとする国有財産の明細

区分	種目	細分	数量	備考
建物	事務所建	庁舎	58.71 m ²	

3 使用目的 宅配便の取扱い

4 使用期間

自 令和8年7月6日

至 令和8年7月10日

5 使用料及び納入方法

6 使用許可条件

7 許可を受けようとする国有財産の図面

8 設置物件の明細

国有財産使用許可条件

1 指定する用途

使用を許可された者は、当該物件を小荷物配達を受付業務の用に供しなければならない。

2 使用許可期間

使用を許可する期間は、令和8年7月6日（月）から令和8年7月10日（金）までの5日間とする。

なお、使用許可の更新は認めない。

3 使用料及び延滞金

(1) 使用料は、東京国税局歳入徴収官の発する納入告知書を利用して、指定期日までに納入しなければならない。

(2) 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

4 使用料の改定

東京国税局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基いて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

5 物件保全義務等

(1) 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

(2) (1)の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

6 使用上の制限

(1) 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を1に指定する用途以外に供してはならない。

(2) 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

(3) 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって東京国税局長の承認を受けなければならない。

7 使用許可の取消又は変更

(1) 東京国税局長は、次の一に該当するときは、使用許可の取消又は変更をすることができる。

- イ 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。
 - ロ 国において使用を許可した物件を必要とするとき。
 - ハ 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - ニ 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ホ 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ヘ 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - ト 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 東京国税局長がイ又はハないしトの規定により使用許可の取消し又は変更をした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- (3) 使用を許可された者は、東京国税局長がイ又はハないしトの規定により使用許可の取消し又は変更をした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

8 原状回復

- (1) 東京国税局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。
- (2) 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、東京国税局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合、使用を許可された者は、東京国税局長に異議を申し立てることができない。

9 損害賠償

- (1) 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、8により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。
- (2) (1)に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

10 有益費等の請求権の放棄

使用許可の取消が行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

11 実地調査等

東京国税局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

12 疑義の決定

本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、東京国税局長の決定するところによるものとする。

令和 年 月 日

東京国税局 総務部 総務課 御中

契約業者名 _____

ダンボール箱の販売数量及び配達数量報告書

ダンボール箱の販売数量及び配達数量について、下記のとおり報告します。

記

1 配達用段ボール箱の販売数量 _____箱

2 都道府県別配達数量

(単位：箱)

都道府県名	配達数量	都道府県名	配達数量	都道府県名	配達数量	都道府県名	配達数量
東京		栃木		滋賀		香川	
千葉		群馬		京都		愛媛	
神奈川		埼玉		大阪		高知	
山梨		新潟		兵庫		福岡	
北海道		富山		奈良		佐賀	
青森		石川		和歌山		長崎	
岩手		福井		鳥取		熊本	
宮城		長野		島根		大分	
秋田		岐阜		岡山		宮崎	
山形		静岡		広島		鹿児島	
福島		愛知		山口		沖縄	
茨城		三重		徳島		全国計	